

予 防 接 種

接種を受ける前の注意事項

- 受診時には、医療機関に予約のうえ、母子健康手帳等の「接種確認・記録が出来るもの」と「予診票」を忘れずにお持ちください。
- 「予防接種と子どもの健康」等の説明文を読み、接種するワクチンの副反応等について十分理解したうえで予診票を記入してください。
- 乳幼児の接種は、保護者同伴です。保護者が同伴できない場合、「委任状」があればお子さんの健康状態を普段から熟知する親族(例：祖父母など)に限り、同伴することが可能です。委任状は「守谷市定期予防接種予診票綴」または守谷市ホームページ等をご確認ください。
- 接種当日に守谷市に住民票がない方は接種できません。転出した方は、転出先の市区町村で接種することになります。ご不明な場合は、あらかじめ保健センターにご相談ください。
(例) 4月2日に守谷市で予防接種を行ったが、転出先で異動日を4月2日として転入届を出した
→4月2日は転出先の住民となるため、接種した費用は 全額被接種者に請求されます。
- 市外で定期予防接種を希望される方は、茨城県内の広域予防接種協力医療機関であれば、守谷市の予診票を使用して接種することができます。接種希望の病院で、守谷市の予診票が使用できるかについては、各医療機関または保健センターにお問合せください。
- 里帰りや入院により、茨城県外で予防接種を受ける場合は、事前に申請が必要です。接種予定日の2週間前までに保健センターにご連絡ください。
- 厚生労働省令に定められた疾病で、長期の療養を必要とする疾病にかかった方は、一定の期間内であれば手続きをすることで定期予防接種として受けることができます。
- 骨髄移植等により、定期予防接種で得られた免疫が消失し、再接種が必要であると医師に判断された20歳未満の方を対象に、再接種の費用の一部を助成しています。再接種前の申請が必要です。詳細は保健センターにお問合せください。



接種年齢の数え方

年齢は「年齢計算ニ関スル法律」により、出生した日を1日として年齢を起算し、誕生日の前日24時間限りをもって年齢を加えることになっています。(法律上年齢が加算されるのは、誕生日の前日です)。定期予防接種は接種する年齢や期間が法定されていて、その年齢や期間をはずれると任意予防接種となってしまいます。
ご不明な場合は、医療機関または保健センターにお問い合わせください。

風しん抗体検査と予防接種について

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの抗体検査・予防接種を実施しています。令和3年度対象の方には令和2年度末に個別通知します。
詳細は、通知や守谷市ホームページ等でご確認ください。ご不明な場合は、保健センターにお問い合わせください。

＼ もりや 子育てナビを活用しましょう！

「もりや 子育てナビ」は、携帯電話やスマートフォンなどから利用できるサービスで、予防接種のスケジュール管理や子育てに役立つ情報の閲覧・メールの受信ができます。予防接種のスケジュール管理の煩わしさの軽減、接種忘れの防止に役立ちます。ぜひ活用してください。

.....
もりや 子育てナビはこちらのQR
コードから登録できます。
.....

